

小児慢性特定疾病医療費助成における指定医について

【要件】

●以下の①②を満たした上で、③又は④のどちらかを満たすこと。

- ① 診断又は治療に5年以上(※1)従事した経験があること
- ② 診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すること
- ③ 学会が認定する専門医の資格(※2)を有すること
- ④ 都道府県等が行う研修(※3)を修了していること

(ただし、現段階では研修は実施していないため、「平成 29 年 3 月 31 日までに受けること」が要件となります)

※1 医師法(昭和 23 年法律第 201 号)に規定する臨床研修を受けている期間を含む。

※2 厚生労働大臣が定めるものに限る。(別紙「参考資料」を参照)

※3 **研修内容・日時が決まりましたら、後日申請者へ御案内いたします。(千葉県ホームページにも掲載予定です。)**

【職務】

○小児慢性特定疾病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書(新様式による医療意見書)を作成すること

○患者データ(医療意見書の内容)を登録管理システム(※4)に登録すること。

※4 小児慢性特定疾病の治療研究に資する患児データについて、その登録内容の精度を向上させ、より質の高い研究を実施するため、国が今後作成するシステム(難病の患者登録システムと連携する予定)…開始時期については未定です。

【指定の効力】

○都道府県知事等が指定する「指定医」は、指定申請書に記載した「勤務先の医療機関」でのみ、小児慢性特定疾病の診断書(医療意見書)を作成することができます。

【指定の更新】

○指定から5年ごとに更新申請が必要となります。

【責務】

○今回、県が実施する研修を修了することで指定医の認定を受ける医師は、平成 29 年 3 月 31 日までに研修を受ける必要があります。

なお、交付された修了証については、他都道府県において指定を受ける場合にも添付書類として使用可能です。

○申請内容に変更があったときは、変更のあった事項及びその年月日を、指定を受けた知事に届ける必要があります。

【留意事項】

○指定後、県から申請者宛てに小児慢性特定疾病指定医指定通知書を送付します。

○指定を行った指定医の氏名、勤務先の医療機関名、担当する診療科名等は千葉県ホームページへの掲載等により公表します。

○研修や変更届などの事務手続きについては、今後、県のホームページに掲載し御案内いたします。